

(様式第4号)

上田市障害者基本計画策定委員会 会議概要

1 審議会名	上田市障害者基本計画策定委員会(第2回)
2 日時	平成25年9月27日 午後2時00分から午後4時30分まで
3 会場	上田市 福祉会館 2階 大会議室
4 出席者	増田会長、山口副会長、井出委員、遠藤委員、小沼委員、北沢委員、小林(法)委員、高橋委員、田口委員、中澤委員、橋詰委員、宮尾委員、安江委員、山本委員
5 市側出席者	清水健康福祉部長、鳴澤福祉課長、近藤障害者福祉政策幹、高野丸子健康福祉課長、若林真田健康福祉課長、北沢武石健康福祉課長、堀内課長補佐兼障害者福祉担当係長、小山障害者福祉担当係長、小林丸子健康福祉課福祉担当係長、横関障害者福祉担当主事、子育て・子育て支援課子育て・子育て支援担当係長、学校教育課学校教育担当係長、健康推進課健康推進担当者、高齢者介護課高齢者支援担当係長
6 公開・非公開	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 ・ <input type="checkbox"/> 一部公開 ・ <input type="checkbox"/> 非公開
7 傍聴者	0人 記者 0人
8 会議概要作成年月日	平成25年10月4日

協 議 事 項 等

1 開 会
2 あいさつ(清水部長・増田会長) 〔事務局より、第1回策定委員会欠席委員の紹介〕
3 協議事項(議事進行は増田会長) 〔事務局より、第1回の策定委員会を踏まえ、関係各課の係長が出席していることを説明〕
(1) 障害者意向調査について・・・【事前資料 1】
(2) 障害者関係団体等からの意見について・・・【事前資料 2】 (1)及び(2)について事務局より一括説明 質疑及び意見等なし
(3) 第二次上田市障害者基本計画について・・・【事前資料 3】 上田市障害者基本計画について 障害者施策に関わる現状と課題について 計画の基本的な考え方について 推進体制について から まで事務局より一括説明
(委員) P15の中段にある「個々の状況に応じた多様な成果の場～」はどういう意味か。 (事務局) 訂正をお願いします。「成果の場」ではなく「生活の場」である。
(委員) 上小圏域成年後見支援センターの知名度が低いので、今後周知活動を活発にしたい。また、障害者の方々の制度に対する理解も薄いと指摘を受けているので、アンケート結果を真摯に受け止めたい。
(委員) 上小圏域成年後見支援センターについては、社協だよりも掲載されているが、中々読んでいただけず浸透しないのが現状である。
(委員) P6のアンケート問3にあるように、自宅で暮らす人が多い結果となっているが、この結果は、地域移行が進んでいるとの説明であったが、本当に進んでいるといえるか。 (事務局) 「回答者のうち7割が自宅で暮らしています」ではなく、「回答者のうち大半が在宅で暮らし

ています」に訂正をお願いします。また、在宅者のうち、7割の方が自宅で暮らしていることを付け加えます。

また、地域移行が進んでいる点については、医療機関からグループホーム等へ移行した方々が多いことを付け加えさせていただきたい。

(委員)平成15年から16年にかけて、西駒郷において、知的障害者の方々の地域移行を進めてきた。近年は、精神障害者で長期入院患者の方々の地域移行を進めている。しかしながら、重度心身障害者の方々の地域移行は進んでいないと思う。

(委員)P6にあるようなアンケート結果の円グラフは、計画書の中に盛り込んでいくのか。その場合、実数よりもパーセンテージを掲載したほうが見やすいのではないか。

(事務局)アンケート結果は、資料として計画書に掲載します。掲載方法も検討させていただきます。

(委員)P6の問8では、昼間自宅で過ごす方が多数を占めているが、自由意見の中では、昼間の居場所がほしいとなっている。

また、P9の就労についてもそうですが、色々な場面で障害者の合理的配慮が必要であるとなっていますが、障害者差別解消法が3年後に施行されるにあたり、市町村としては、どういった配慮を基準にしていくのか。

(事務局)合理的配慮については、国の見解が示されていないので、様子を見ながら決定していく。

(委員)P16の教育・育成体制の整備、中段にある「6.5%の割合で在籍している」の文章は、障害のある子供が在籍しているように読みとれるが、障害者白書では、特別な支援を要する児童生徒として書いてあるので、表現として「特別な支援を要する児童生徒が6.5%の割合で在籍している」と修正した方がよいと思う。

(事務局)そのように訂正させていただきます。

(委員)P17の基本理念、4行目の文章について、「現実に努めなければなりません」とあるが、誰が努めなければならないのか分からない。市民なのか、上田市なのか、はっきり表現した方がよいと思う。

(事務局)「市民」が主語になります。表現方法を検討します。

(委員)P17の基本的な視点(6)にある「インクルーシブ教育」の表現であるが、市民には浸透していないと思う。用語の使い方についてはルールを決めていただきたい。しかしながら、専門的な領域であることから、専門用語を使わざるを得ない場合は、注釈をつけていただき、分かりやすい文章にしていきたい。

(事務局)注意書きを加えた表現にしたいと思います。

分野別施策について

事務局より説明

(委員)P22【(2)福祉サービス等の充実】に来年から重度訪問介護対象が、重度肢体不自由者に加え、知的障害者と精神障害者にも拡大すると書いてあるが、現在、重度の肢体不自由者は何人いて、その内重度訪問介護の利用者は何人か。また、その方々はどこの施設を利用しているのか。

(事務局)手持ち資料がないので、後日報告します。

(委員)P23の自動車の改造に対する費用は、NPO法人等の事業所に対するものか、それとも個人に対するものか。また、どの部分が補助の対象となるのか。

- (事務局) 個人への補助となっています。自動車改造の対象部分は、車イス対応や座席のスライド対応等の改造は補助対象外であり、自分が運転する際に、アクセルやブレーキ操作に必要なペダル部分の改造や運転をすべて手で操作可能なタイプへの改造のみが対象です。今後、意見を聞く中で改造対象部分を拡大する場合もある。
- (委員) P21にある成年後見制度の利用にあたり、必要な経費を助成するとなっているが、申立てに関わる費用が助成対象となっているのか。また、P51の上小圏域成年後見センター相談受付件数の表にある、申立・報酬費用70件の内、報酬に対する相談はどのようなものか。また、市民後見人に関しては、どのような育成が図られるのか。
- (事務局) 成年後見の助成は2つあり、市長申し立ての手続き費用助成と後見人への報酬助成である。
- (委員) 成年後見支援センターは、社会福祉協議会に事務局がある。基本的には、法律において、市民後見人の育成及び活用は努力義務となっている。当センターが主体となって市民後見人の育成候補者を探すことになる。しかしながら、講座の開設は広域な単位で実施したほうが良いので、長野県全体で講座の開設を行う予定である。その場合、長野県社会福祉協議会が主体となる。また、民間の専門組織があるので依頼することも考えられるので、現在は、当センターにおいて、市民後見人育成講座を実施する予定はない。
- (委員) P31【(2)教育環境の整備】の現状と課題ですが、「障害のある子どもが、障害のない子どもたちと共に学び」の表現ですが、行政教育は、障害を持つ子どもと持たない子どもが共に学ぶ場であることから、主語を「障害のある子どもや、障害のない子どもは」とした方が、よりよい表現であると思うので、変更してほしい。
- (委員) P27【(1)障害の原因となる疾病等の予防・治療】の施策の方向性ですが、事務局から大きく分けると3つになるとの説明でしたので、3項目位にまとめた方が分かりやすいと思う。また、P31【(2)教育環境の整備】にある施策の方向性の3つ目の項目ですが、「教員全体の支援力」とあるが「教員全体の指導力」に変更した方がよいと思う。1つ目の項目で「学習上又は生活上の困難を改善・克服させ」とあるが、障害を改善・克服する！と捉えられやすいので、「困難を補う」というような表現に変更してはどうか。
- (事務局) 表現方法を検討します。
- (委員) P28【(2)精神保健・医療の提供等】の現状と課題の5行目にある「障害者や介護者の孤立化を防止する必要があります」と掲載されているが、相談医療を受けている中で、経済的に厳しく通院できない方がいることをご理解していただきたい。また、上田市で健康づくり計画を策定していると思うが、自殺対策について盛り込まれているか。
- (事務局) 通院費の補助については今後の検討としたい。また、自殺対策については、健康推進課で作成した「健康づくり計画」において、数値の目標を掲げて示している。
- (委員) P31【(2)教育環境の整備】にある現状と課題の中に、学校施設のバリアフリー化のことが掲載されているが、ハード面だけではなく、心のバリアフリーといったソフト的な部分も盛り込んだらどうか。
- (委員) P34【(1)障害者雇用の促進】の施策の方向性に「事業所訪問により、事業主に対する障害者雇用への啓発を促進し、障害者雇用への理解を深め」とありますが、障害当事者に対する啓発ではなく、一般就労できない方は、知的就労といった選択肢になってしまうが、「起業する」という選択肢も増やし、そのための養成講座を開くことで、障害者の力になれると思う。

(委員) P39【(1)住宅の確保】の生活環境の中で、ケアホームやグループホームに触れているが、重度障害者で人工呼吸器を付けている方を対象に受け入れる施設はあるか。

(事務局) 医療的ケアを必要とする重度心身障害者を受け入れる施設は、市内に1箇所あるが、そこが人工呼吸器を扱っている施設であるか把握していないので、確認します。

(委員) P35【(2)総合的な就労の支援】の下段に、就労継続支援のA型とB型について補足説明されているが、この内容で理解できるか。

(事務局) 表現方法を検討します。

(委員) A型は、雇用契約を結んだ上で、最低賃金をいただく一般就労的な雇用であり、B型は、作業所的な施設に通い、工賃をいただく形態の支援である。

(委員) P40【(1)住宅の確保】の中段にある「グループホーム等に体験入所させ」や「自立意欲を高揚させます」のように、計画書の中に「～させ」という表現が沢山あるので、「体験入所し」「自立意欲を支援する」のような表現方法に変更してほしい。

(事務局) 全体を通して見直しをします。

(委員) P42【(2)公共的施設等のバリアフリー化の推進】中ほどに「障害特性を踏まえた案内表示について」とあるが、どのような案内表示を考えているのか。

(事務局) 統一基準がないのが現状である。ご意見として承りたい。

4 事務連絡(事務局より)

次回の会議は、11月1日に開催予定です。

基本計画の素案について、質問や意見があれば、ファックス又は電話にて、10月4日までに事務局へ連絡をお願いしたい。

5 閉会